

下市町建設工事等入札参加資格審査申請要領

下市町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等および物品の納入・役務の提供等（以下、「建設工事等」という。）の競争入札に参加を希望する方は、次のとおり入札参加資格審査申請書および添付書類を提出してください。

資格要件	<p>次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>①成年被後見人や被保佐人など入札にかかる契約を締結する能力のない者、または、破産者で復権を得ない者。</p> <p>②営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要となる場合においては、当該許可等を有していない者</p> <p>③国税、県税又は町税を滞納している者</p> <p>④次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては、役員（非常勤のものを含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）である。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>⑤本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
受付対象者	<p>建設工事</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可を受けている建設業者で、審査申請時点で有効な同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者</p> <p>測量・建設コンサルタント等</p> <p>①測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者</p> <p>②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者</p> <p>③建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受けている者</p> <p>④地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録を受けている者</p>

	<p>⑤補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 5 条の規定による登録を受けている者</p> <p>⑥その他。（①～⑤以外で調査業務等について営業する者）</p>
	<p>物品の納入・役務の提供等</p> <p>①物品の製造・販売業者</p> <p>②役務の提供業者</p> <p>③その他の業者</p>
有効期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間
受付期間	令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 23 日（月）まで
申請方法	インターネットを利用した電子申請（紙での提出は不要です）
提出書類	<p>建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●競争入札参加資格審査申請書 ●委任状 ※支店、営業所等に入札、契約の締結権限を委任する場合のみ。 ●営業所一覧表 ※営業所が本社本店のみでも提出してください。 ※必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。 ●使用印鑑届 ※日付は申請日以前（同日可）としてください。 ●印鑑証明書 ※3か月以内に発行されたもの。 ●登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※法人の場合のみ。 ●経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 ※有効期間内（審査基準日から 1 年 7 カ月を経過していないもの）にある直近のものを添付してください。 ※申請時に結果通知が届いていない場合は、「経営事項審査申請書（受理機関の受付印が押されたもの）」を添付し、受理後速やかに結果通知をアップロードして下さい。 ●建設業の許可通知又は許可証明書 ※申請時に許可を更新中の場合は、更新中の証明となるものを添付し、更新後改めてアップロードしてください。 ●納税証明書 ※県税は、奈良県内に本店、営業所が所在する場合に必要。 ※町税は、下市町内に本店、営業所が所在する場合に必要。（役場税務課で発行） ●技術者名簿 ※経営事項審査申請時に使用した技術職員名簿の写しで替えることも可とします。 ※変更がある場合は、朱書き訂正し、最新の状態にしてください。

●工事経歴書

※経営事項審査申請時に使用した工事経歴書の写しで替えることも可とします。

●誓約書

※日付は申請日以前（同日可）としてください。

測量・建設コンサルタント等

●競争入札参加資格審査申請書

●登録証明書・営業許可証明書

※業務に必要な登録等の証明書

●ISO認証登録証明書

※認証登録を受けている場合のみ

●委任状

※支店、営業所等に入札、契約の締結権限を委任する場合のみ。

●営業所一覧表

※営業所が本社本店のみでも提出してください。

※必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。

●使用印鑑届

※日付は申請日以前（同日可）としてください。

●印鑑証明書

※3か月以内に発行されたもの。

●登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※法人の場合のみ。

●納税証明書

※県税は、奈良県内に本店、営業所が所在する場合に必要。

※町税は、下市町内に本店、営業所が所在する場合に必要。（役場税務課で発行）

●現況報告書

※建設コンサル・補償コンサル・地質調査について希望する場合は、直近の現況報告書を添付してください。

※測量について希望する場合は測量法第55条の8の規定に基づく書類の写しを提出してください。

●技術者経歴書

※必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。

●測量等実績調書

※必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。

●誓約書

※日付は申請日以前（同日可）としてください。

	<p>物品の納入・役務の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●競争入札参加資格審査申請書 ●委任状 ※支店、営業所等に入札、契約の締結権限を委任する場合のみ。 ●営業所一覧表 ※営業所が本社本店のみでも提出してください。 ※必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。 ●営業に関する許認可証 ●使用印鑑届 ※日付は申請日以前（同日可）としてください。 ●印鑑証明書 ※3か月以内に発行されたもの。 ●登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※法人の場合のみ。 ●納税証明書 ※県税は、奈良県内に本店、営業所が所在する場合に必要。 ※町税は、下市町内に本店、営業所が所在する場合に必要。（役場税務課で発行） ●誓約書 ※日付は申請日以前（同日可）としてください。
問い合わせ	<p>申請書や提出書類など申請上での問い合わせ</p> <p>下市町役場 財務監理課 電話：0747-52-0001 ※土、日、祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分</p> <p>システムの操作、トラブル、システム利用料の支払い方法等の問い合わせ</p> <p>ミラ株式会社 電話：088-665-9399 ※土、日、祝日を除く平日の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時を除く）</p>